

# 【益救神社 神事録(承前)】

やまもとひでお  
山本秀雄



今回は本誌48号に掲載した「神事録」の続編であります。危うく前書なしの締まらないものになるところ、時間の延長を頂き、読者のおしかりを受けなければかりか、お陰で大昔から漁獵者に関係深い蛭児宮を紹介することが出来て感謝しております。

蛭児宮とは、古くから益救神社の境内にあった小社、二つのうちの一社であります。また残る一社は、御門神社と云ったようですが、二社ともに現在はありませんが、明和五年(一七六八)から六年に亘り当時鹿兒島稲荷神社祠官であった本田親盈という人が編集した「神社誌」上巻に、

屋久島の蛭児宮の興味ある記事を見ることが出来ます。

益救神社の春の例大祭(四月十日)に数十回も招かれ祭典行事に接するたびに、他社と異なる漁師の役割を不思議に思っていたところ、今度「神社誌」の蛭児宮の記事に目を醒されたものの、48号神事録前がきに記したように益救神社関係資料十点の中にも説明がないのは如何なものか、時代が移っても原点を失わない神事を継承したいものと、この「神社誌」及び蛭児宮の記事に学んだような気がします。そこで「神社誌」上巻から「蛭児宮」の項を抜粋してみます。

蛭児宮（神社神明帳ニナシ）所在地 大磯

祭神 三座

蛭 児（伊茨諾尊第三御子）

事代主命（大己貴命正嫡）

大穴遲命（大己貴命 素戔鳴尊御子）

事八十神（大己貴命ノ御兄）

海童神（豊玉彦命）

伝称ス 大隅国馭謨郡屋久島之神社ハ此神ヲ崇祭 益救  
神社ト号ス 干時往古 神躰宇津穂船ニ乗り当地大磯ニ  
着給フヲ此ニ崇蛭児宮ト奉称 蛭児ノ訓義 惠美須（柴  
門和語集ニ見ユ）也 此社ニテ累年 諸浦魚獵繁榮之祈  
願有リ 妙哉 毎歳社前之浜辺ニ飛魚自ラ飛揚ル 則 供  
進シテ神樂ヲ奏ス 此事干今アリ 蓋シ此浜ニ揚ル飛魚  
ハ 屋久島ノ獵師網スル時ニ此魚ヲ得レバ 必ズ大磯ノ  
方ヘ向テ祈願シ 船ノ艦ニ立テ其魚ヲ投ゲ放ツ 日ヲ追  
テ 此魚大磯ノ浜辺ニ揚ルト云伝ヘタリ 是神明ノ妙要  
故 敬テ貴ブ可キ事也

一 延享四年卯二月魚獵祭之事……………（以下略）

と記されています。

尚「神社誌」下卷には「益救神社」の項もある。行数二  
十三行に過ぎないが、島津藩支配から県社になった明治五  
年（一八七二）の調査書らしく、廃佛毀釈直後の益救神社  
の広壯なる姿を見る思いがする。式内社であった益救神社  
は上古、御岳宮と称し、種子屋久両島一つに尊敬を極めた  
る鎮守の社にして、運営費一切官費たり。建物宝殿<sup>三間</sup>・  
舞殿<sup>三間</sup>・渡殿<sup>二ヶ所</sup>・拜殿<sup>二間</sup>・幣帛殿<sup>三間</sup>・境内社二  
社などと書かれている！ 殊に私は蛭児宮には注意を払い  
現地をたづねてみた。単独に小社は境内にないが、或は御  
手洗浜に祀る惠比須様が蛭児宮であった可能性が高い。蛭  
児と惠比須は同義であること、その上、当時益救神社の境  
内地が三町二反五畝十八歩と広大で、また海辺に近い惠比  
須様は当然にその位置から益救神社の境内地に包含されて  
いたと考えるからである。神事録に何か二つの小社のこと  
を解く鍵もないものか、土地の識者に教えを乞う次第。

以上

# 益救神社神事録（全）

## 承前

覚

屋久嶋宣教之事

十二月正月之間

右両月は魚漁山野之働も無之時ニ御

座候間右之通相定置

長田栗生両神社御神事等之節又は諸

村役共宮之浦江罷出候節教示仕候様

御座候 可然奉存候付旁右之通屋久

嶋在番方江も被仰渡被下度奉存候

一 益救神社江年々眞米三斗宛屋久嶋方より

被附置候付以来も是迄之通被召附置度左

候て四時之御神事外正月元日御式より其

外之小祭方江振向ケ相勤候様仕候ば崇神

之御廉も相立諸人も尊敬可仕旨奉存候申

上候様被成下儀ニ御座候 屋久嶋方江被

仰渡被下度奉存候

一 長田 栗生其外村々益救神社ヲ齋祭有之候 皆以而益救神社と奉称候ニ付如何にも紛敷儀共有之申候付都而地名を以長田神社 栗生神社と奉称候様其外も同様被仰渡被下度奉存候右之通被仰付儀ニ御座候て前同断屋久嶋方江被仰渡被下度奉存候

一 益救神社御祭日之儀官社之儀ニ付当年より年中四度御祭日被相定延喜式内通御座候 神事相勤候様被仰渡奉存候則左之通御座候

十一月中卯日 新嘗祭  
二月四日 新年祭  
六月 十一日 日次祭  
十一月 十一日

右年中 四度  
外ニ正月元日并五節句六月十二月晦日大祓等之儀は前申上候三斗を以相勤候様仕度候

右之通被仰付被下度奉存候左候 前同様屋久嶋方江も被仰渡被下度奉願候

一 長田 益救神社 御祭日  
二月四日より三日後  
十一月中卯日より三日後  
益救神社 御祭日  
二月四日より五日後

一 栗生 益救神社 御祭日  
二月四日より五日後  
十一月中卯日より五日後  
右両社之儀は於屋久嶋三嶽と奉称重立候

神社ニ而屋久嶋方より年々眞米三斗づつ被召附置候付右祭米之儀は是迄之通取中江被成下幣帛之儀は取調ニ而可然神官出来候まで神主代方より御神事相勤候様仕度奉存候何分孤嶋之儀ニ付神職迎も無之場ニ御座候間旁右之通申上候

御祭日之儀も本文之通被仰付度奉存候左候而申出之通被仰付儀ニ御座候前同断屋久嶋方江被仰渡奉存候  
右者屋久嶋諸神事并宣教之儀ニ付此段申上候申出之通被仰付被下度奉存候此等之趣被仰上可被下儀奉願候 以上

益救神社 神主代  
吹田秀太郎  
午十二月  
本文神主代申出通被仰付差支之廉相見得不申候間都而申出通被仰付度吟味仕此段申上候 以上  
午十二月七日 生産奉行

本文ニ付  
益救神社之儀は迄屋久嶋方より米三升被召附置候付右を以而四時御神事外相勤申度御座候間是迄之通被成下度別紙ニ申上置候故諸官社同様正月元日

御式之儀申上候付屋久嶋方より成下候三斗之儀は当年より御引取相成候様奉願候此段前申上置候儀ニ御座候得共張帛亦々申上候

以上  
神主代  
吹田秀太郎  
午十一月

右之通時々御沙文を以被仰渡候間写差下候以上  
生産奉行

一 諸官社御大祭之節幣帛之野猪是迄御買入之事被召渡候得共当春所獵を以相納候様被仰渡候付  
益救神社之儀ハ鹿壺丸在付全躰之儘ニテ御神事每所獵ニ而相納候様被仰渡被下度奉存此段申上候 以上  
神主代  
吹田秀太郎  
未五月

伝事方  
本文承知仕候屋久嶋益救神社御祭付申出通可被仰付哉於其儀は在嶋所同役江申越置候様可仕時節ニ依而は取得方不相調儀も可有之候付其節は縁類にて相濟候様被仰渡置度奉存此段申上候以上  
未五月廿三日 生産奉行

一 神楽太鼓式張  
但胴小口差渡壺尺位革差渡し壺尺六寸

位

右台并むち相除

一 外箱式個

但太鼓壺個づつ入

右壺行遠海相渡亦是波濤之場所ニ而

塩風続波連安く御座候間外箱入付被

仰渡奉存候

一 大職四流

但長壺丈八尺位上布式幅〇地

神号染出し ○ハ虫喰い(以下同じ)

一 小簾八流

長九尺位上布壺幅〇地神号染出し

裾目

一 大職之竿 四本并台

一 小簾之竿 八本并台

右式行於屋久嶋新出来被相渡候様

被仰渡奉存候

右者

益救神社御大祭之節無之候而不叶品ニ御座

候間諸官社同様新出来を以御入付被付度奉

存候此段申上候 以上

神主代

未八月二日

吹田早苗

伝事方

覚

伶人

壺人

右者屋久嶋

益救神社江去冬中神職被召連其内より伶人を

も相別置〇〇稽古方候得共新規之事ニ而其上

孤島人何分稽古も行届兼申候此涯指南方トシ

テ左ノ通渡海被仰付度奉願候申出之通被仰付

儀ニ御座候へば往来渡海之船銀料相〇之儀を

以被成下出立当日より被帰候迄在嶋中旅候扶

持米被仰付村宿等被相渡候様屋久嶋在番江も

被仰渡奉存此段申上候以上

神主代

吹田早苗

十月八日

伝事方

覚

一 神職四人 諸役御免

右此節被召連度奉存候

外ニ八人

右去午年

益救神社神官被仰付置候

右人数 拾式人

内五人

右益救神社神官伶官兼務并

楠川村菅原神社司兼

壺人

右永田村吉田村之内江被召連度奉存

候

壺人

右一湊村志戸子村両村之内江

前同断

壺人

右楠川村小瀬田村江前同断

壺人

右船行村安房村前同断

壺人

右麦生村原村尾間村三ヶ村江前同断

壺人

右小嶋平内湯泊三ヶ村江前同断

壺人

右中間村栗生村両村江前同断

右之通被仰付度奉存候尤永田村栗生

尾之間之儀は去午年被仰付置候八人

内ニ御座候 其外人柄之儀は追而取

しらべ可申上候

一 俸禄八石

右惣人数拾式人江被成下度奉存候

左候はば壺人ニ付六斗六升六合余づつ相

当り申候

右者屋久嶋諸村神社江右之通社司壺人づつ

被召連俸禄米被成下益救神社属官トシテ御

神事之度毎出仕相勤候様被召附屋久嶋村席

之儀も惣而庄屋上席被仰付度奉存此段申上

候

右申出ノ通被仰付儀ニ御座候て屋久嶋在

番江も被仰渡席奉存候

神官代

未十月

吹田早苗

付候通連年相渡候様尚亦奉願度此段申上候 以上

度奉願候此段申上候 以上  
神主代  
吹田早苗

一 眞米 六升五合宛

但 壹人 壹度之御神事

二月四日 六月十一日

十一月中卯日 十二月十一日

年中四度

一同 壹升三合宛

前同段

正月元日 三月三日

五月五日 七月七日

九月九日

年中五度 内侍 貳人

右者去午年

益救神社江奉仕奉願申出ノ通被仰付御神

事相勤候毎々左ノ通祭祿被仰付置候付尚

連年同様被仰付候様奉願候

神馬 壹疋

但口附壹人

一 注連繩 大小七前

一 柳并篋

一 夫拾貳人

右四行御神事毎於屋久嶋差出候様去午

年奉願候故申出之通被仰置候付尚連年

右ノ通被仰付候様奉願候

右者

益救神社内侍祭祿并神馬以下去午年被仰

未九月十二日

神主代  
吹田早苗

覚

一 中丸挑灯 貳張

但十六葉菊御紋

一 右之台 貳個

右壹行屋久嶋調ニ而相渡候様

右者

益救神社御神事前広鳥居前甚暗く往来

も不便之事御座候付相渡候様被仰渡度

奉存此段申上候 以上

神主代

未九月十二日

吹田早苗

伝事方

覚

一 御燈明式ヶ所種子油

但宵之間

来申正月より十二月迄前年十月壹度

渡り

右者

益救神社常夜御燈明用として相渡候様

被仰渡度奉存候尤是迄時々申上候得共

此節より外官社同様通帳を以

前年十月下嶋之節壹度渡り被仰付被下

未九月十二日

神主代  
吹田早苗

覚

一 大角台 貳個

長 貳尺八寸

幅 壹尺七寸

高サ壹尺貳寸

右者

益救神社御大祭毎毛白鹿物毛栗物為積用

新出来を以御入付被仰付度奉存此段申上

候 以上

神主代

未九月

吹田早苗

伝事方

覚

一 眞米 六升

但壹度式升づつ三度分黑白用

一 神酒 拾式盃 焼酎屋久嶋在合

但壹度四盃づつ 三度分

一 中魚 六尾 屋久嶋在合

但壹度式尾づつ三度分

一 野菜 三種 三度分

一 昆布 壹斤半 屋久嶋在合三度分

一 塩 壹升五合

〓三度分

一 櫛并篋 三分前

一 眞米 六升七合五勺

〓壹度式升式合五勺づつ

一 神官九人分三度之御賄米

一 夫六人

〓壹度式人づつ三度分

一 右者屋久嶋

益救神社相殿式前御遷座御合祀并川向益  
救神社本社江御合祀三度之御神事波濤之  
場所ニ而日限難定都而例別を以屋久嶋ニ  
おひて 等も相渡候様被仰渡度奉存  
此段申上候 以上

神主代

十一月二日

吹田早苗

伝事方

本文承知仕候祭米等之儀神饌高被召附候付  
而は所務米之内より御神事為相濟候様被仰  
渡其外神酒等も品々屋久嶋在合御買入を以  
被相渡度奉存比段申上候 以上

未十月七日

生産奉行

屋久嶋

益救神社

右是迄神饌高五拾石被召附置候得共官在之  
事候間今拾石神饌高被召重都合六拾石右所  
務米を以祭祀料を勿論出来物一切之諸用具

都而可相辦事

但幕旗太鼓内侍服此四品は五ヶ年目一度づ  
つ官費出来尤其節迄損不損之品は召延引寄  
等候儀は適宜ニ取置之事

一 社殿廻修甫是迄之通官費

一 正祭之節は典事権典事之間より獻幣為監  
使庶務保大属より権小属迄之内一人出席

但典事権典事差支之節は為監使出席

之官員より兼勤

一 神主代屋敷壹反位づつ宛行之上仮宅五拾  
枚を限官費ニ而造立以後修復之儀も同断  
官費

一 内侍二人 伶人四人

但大祭ニ而不足之節は遠近より差寄可  
相勤事

一 内侍伶人屋敷壹反壹づつ宛行可相成事

一 祭祀之節は人足其所之在夫可相渡事

一 油紙是迄之通代銀上納通帳を以可申受事

右之通被定置候条無間違可致取揃事

壬申三月

鹿兒島県庁

原資料に著す……………

庄吉代

宮之浦之

栄太郎

治兵衛代

原村之

直助

一 注連繩 八前

一 大三角 小四前

一 長卷前 拾式本

一 并〇竹 拾本

右神官申付候事

壬申六月

郡 治所

来ル廿二日

益救神社新嘗御神事行事御座候間此段御届申  
出候 以上

神主代

吹田早苗

壬申

十一月十五日

郡 治所

来ル廿二日五ツ時より

益救神社新嘗御神事御座候付獻幣使一員  
但着服直垂神主代より周施之事

監使一員

但礼服

右之通御出仕給度御案内旁御掛合申上候  
但監使より為檢非違使所横目兩人

被召連度此段も申上候 以上

神主代

壬申十一月十五日 右 同人

大区副長宛

覚

注連繩 八前

大三角 小四前

長卷前 拾式本

并〇竹 拾本

大四本

但枝多き方

中八本

一 柳

大四本

中四本

小廿四本

一 日蔭かつら 式拾筋

一 神馬壹疋 口引壹人

一 但吉之助飼立馬

一 走り馬壹疋 口引壹人

右壱行此節より行事仕度御候間差出候様 被仰渡度候

一 夫拾式人 正六ツ時出

前々日 廿日 三人

前日 廿一日 三人

当日 廿二日 四人

後日 廿三日 式人

右は来ル廿二日

益救神社新嘗御神事ニ付先例之通差出候様被仰渡度此段申出候也

壬申十一月十五日 神主代 右 同人

郡 治 所

一 来ル廿五日 永田

永田嶽神社新嘗祭ニ付

并御遷魂座祭

出仕

吹田早苗

一 馬壹疋

一 夫式人

但宮之浦より永田迄往来

右来ル廿三日出立一湊一宿にて差越申候

来ル廿七日 栗生村

栗生神社新嘗祭ニ付

出仕 吉元富杖

但廿五日

湯泊御神事も

申出候間出席相勤可申候

一 馬 壹疋

一 夫 式人

〃宮之浦より栗生迄往来

右来ル廿三日出立小瀬田湯泊二宿ニ而差越申候

右之通両神社江御神事奉仕候て差越申候

間夫々江被仰渡〇度此段申出候 以上

益救神社 神主代 吹田早苗

壬申十一月廿五日 郡 治 所

一 来ル廿五日 永田

永田嶽神社新嘗祭ニ付

口 牒

来ル九日 旧曆 十二月 十一日

益救神社月次御神事行事候間此段御届申出候

以上 癸丙 一月三日 神主代

郡 治 所

来ル九日 旧曆 十二月 十一日

益救神社月次御神事ニ付為監使一員礼服用御出席可給候此段御案内旁申上候 以上

但檢非違使兩人所横目より御差出可給候此段も御依頼申上候

丙 一月三日 神主代 吹田早苗

大区副長宛

一 注連わら三把

一 但小把

一 右壱行御買入

一 筐拾式本

一 但枝葉しげり候方

一 大四本

一 小八本

一 柳式拾式本

大四本  
中八本  
小拾本

一 日蔭かつら 式拾筋  
一 夫拾式人 正六ツ時出

内

前々日 旧九日 三人

前日 旧十日 三人

当日 旧十一日 四人

後日 旧十二日 式人

右は来ル九日 旧十一日

益救神社月次御神事ニ付先例之通差出候様  
被仰渡度此段申出候 以上

丙

一月三日

神主代

郡 治 所

来ル九日旧曆十二月十一日

益救神社月次御神事朝五ツ時より

右月次御神事といふは来正月より六月迄月  
毎の祭りを取すべて朝廷より祭り給ふ御事  
にて是は月々植付候五穀より諸作の豊饒此  
島の漁方を捋り嶋中ニ悪病のうれひ其外悪  
事の無之様との御事に候間村々より往来之  
折は暇有之諸人参詣有之度事ニ候此段通達  
いたし候村中ニ触者也給度態々申上候事

癸丙

益救神社

一月五日

執事

宮之浦 楠川

白子 楠川

一湊 小瀬田

副戸長中

十二月廿五日 新曆

一月廿三日ニ当り

大祓八ツ時より道饗祭以下略す

右村中江益救神社執事より布告

一馬壹疋

一夫式人

右宮之浦来ル六日出立当日永田村差

吉元富杖

右は来ル七日 永田嶽神社祈年御神事ニ付

例之通為奉仕差越申候間右之通人馬を立相

成候様御布告被成下度願

略ス

丙

三月一日

吹田早苗

郡 治 所

一馬壹疋

一夫式人

但一 宮之浦より小瀬田迄津廻り

一 小瀬田より栗生迄陸路

右は来ル九日栗生神社御神事ニ付

同前

丙

三月一日

吹田早苗

郡 治 所

三月七日

一麦生一泊

三月八日着

一栗生

右申出之通送人馬等例之通可取計候

郡 治 所

丙三月二日

宮之浦より 永田迄

右 同 栗生迄

副 戸 長

一栗生 永田 安房 宮之浦 一湊

右五ヶ村 各三人づつ

一白子 吉田 小瀬田 船行 麦生 原

尾之間 小嶋 平内 湯泊 中間

右拾ヶヶ村式人づつ

一神女之儀は一村より壹人づつニ而如何可有

之候哉

装束 模様付振袖ニてもつめ袖にても

拾式才より拾四才迄

一鯉船 三艘

内壹艘 神輿

壹艘 神主代

壹艘 幣使監使

一 小舟三艘

壹艘 幣帛

壹艘 乘船

壹艘 塩推船

壹艘 塩推船

神幸供奉式正

鹿兒島神社より半減

一 糺彈司 騎馬

一 甲冑着 士族 所勤

一 右従者 四人

一 甲冑着

一 雑色 式人

一 素袍 鉄砲を曳

一 塩推神

一 柳少尉之面を掛

一 神官拵之一人

一 祓主 騎馬

一 従者 三人

一 熒者 式人

一 直垂着

一 神女 人数不定八人

一 千隼緋袴着柳を取

一 隼人 四人

一 帽子直垂鋒を取

一 幣帛 唐櫃 一台

一 白丁着 三人

一 玉串 一本

一 神官式人

一 禾人 四人

一 馬司 式人

一 神官

一 神馬 式正

一 口附四人

一 御弓箭

一 神官壺人

一 御太刀

一 神官壺人

一 隨身 四人

一 桜冠袍帶劔弓箭を取

一 内侍 式人

一 神部 式人

一 鳳輦 八人

一 台持 式人

一 神主代 騎馬 従者 六人

一 副 騎馬 右同 四人

一 熒者 式人

一 献幣使 騎馬 従者 六人

一 監使 騎馬 右同 六人

益救神社祈年御神事

并海上神幸

新曆

三月廿四日朝六ツ時より

右祈年の御祭といふは其年の五穀田畠に作る生物を豊饒に風難水難旱蝗の災なくなり給へと天神地祇を祭り給ふ

朝廷のいとも重き御神事なり年といふは穀物の事にて其豊なるを豊年ともいふ 祈とは禱ことなり是二月より植付初る故なり 如此重

き御神事の上皇御神益救神様の御故事と海上の神幸も此節より御具行候間村役等夫々出仕供奉

供奉とは 御供の事 いたし 其余諸村老若男女も一統参詣いたし

家内安全五穀豊饒海上魚漁迄も祈り奉り神幸をも拜し御神威を仰ぎ奉り候様御示諭之御布告被下度奉願上候 敬白

丙 益救神社

三月六日 神主代

一来ル廿四日 御神事ニ付御供之人數賦

栗生村 永田村 安房村

一 湊村

役目の内より三人位づつ

志戸子村 小瀬田村 船行村

麦生村 原村 尾之間村

平内村 湯泊村 中間村

右役目之内より式人位づつ

前同断

小嶋村壺人

一 神女 壺ヶ村より壺人づつ

但装束 模様付又は振袖二而も勝手次才

着用也

拾式才より拾四才までの者

右之通此節御神事ニ付入用之段神主代より申出候間村々より罷出候人数名前品々取調来ル廿日限届可申出事

丙

三月七日

志戸子村

住吉神社

社司

益救神社神官

岩城源左衛門

楠川村

菅原神社

社司

右同

中嶋栄太郎

中四本

小拾本

一筐拾式本

枝葉多き方

内 大四本

小八本

一日蔭かつら 式拾筋

一注連なひ夫

大 三条

小 三条

小 壹式筋

右は来ル十一日

益救神社月次御神事ニ而前以てより夫々手当

方之儀御先例被仰渡度此段申出候也

神主代

丙二月五日

吹田早苗

可給候此等ノ儀もお広申上候

神主代

丙二月五日

吹田早苗

大区 副長 宛

来ル六月晦日 旧曆

六月六日

大祓 道饗祭

右先例之通村々諸乃罪汚垢ヲ祓ひまた悪丈鬼  
の入来らざる様当日八ツ時於益救神社行事可  
致候ニ付 村々不落様相触軒別ニ贖物差出副  
戸長方より前廿八日廿九日中相届候様仰付可  
有之候旨村々中江御布令被成下度奉存此段申  
出候 以上

但当年之儀栗生火災も有之火鎮め行事

迄も相勤度旁申上候

神主代

癸丙六月廿一日

吹田早苗

郡 治 所

一 三人

十一日

一 四人

十二日

後日

一 賢木 式拾四本

内 大四本

来ル十一日

益救神社月次御神事御座候間為監使御出席給

度此段御案内旁申上候

々一刻限之儀其節ニ当り可申上候

一為檢非違使如例村横目之内兩人御差出

贖物

一軒別ニ 錢百文づつ

一人別ニ手の爪并麻糸壹尺づつ

# 生命の島 次号 創刊 50 記念号は十月初旬発売予定

右之通差出候様御布告被成下度奉存候  
右之通申出候間此致致布告候事

西六月廿二日

郡治所印

村々

副戸長

外二

御行

百貫文下り

一注連縄 是に吉元秀之助張紙△

年行右同断

月次右同断

百五拾文づつ錢納成し具之申候様御告諭被成  
置被下度奉願上候 右様被行申し候はば当村  
之副戸長は勿論一統の神官之者共と相談の上  
幣帛を買入若餘錢等御座候節は当社少々之破  
損等修甫仕度奉願候此段奉願上候 以上  
西 十一月 益救神社詞掌 吉元秀之助

覚

島中内子 産土子

人員 六千七百五人

壹人二而百五拾文宛

合錢千拾九貫七百拾 文

一年中燈明用 種子油

新嘗祭幣帛

一納米三合づつ  
一御酒壹盃づつ  
以上

一鹽三合づつ  
一御肴

元日御式

一餅米三升

一鯉節五本

一酒四盃

一肴

年中トシテ

本通之祭典トシテ五〇四〇減ジ

一御酒拾五盃

一鹽三升

一百田紙壹束

一昆布壹斤

一打綿式反織

一麻苧壹斤

一大豆三升

三盃入

一小豆三升

一餅米三升

一小鯛貳獻

一鯉貳拾五

一豚三斤

一鶏二羽

一鯉ぶし壹連

右之様被申候間 右通

右通明治六年酉 益救神社 新嘗年行六月月

次 幣帛 帳祠掌吉元秀之助以〇帳記を以申

出候 御張紙

本行祭幣可為申出事

丙

十二月十四日

屋久島

副戸長中

支庁

祠掌中

副戸長中

野菜五種

一 生 布壹反

一 臘燭壹斤

一 密柑五十

一 日蔭桂

△ 口 上 覚

益救神社中祭典入用之タメ別冊之通人別ニ付

御神威相建候様

明治八年乙亥

五月七日

区长方印

右両人

右は是迄諸人參詣等ニ而献納錢之儀夫々本立  
ニ而 御神事向被宛行

御神事ニ付而は

別段官費又は鳥費を以宛行 儀相成事に候  
爾来本県詞官同様ニ而弍円以下之諸入費右之  
内より可被宛行候事

明治八年 亥五月 御座印